

市町村等が「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」を定めるにあたり、厚生労働省およびこども家庭庁から告示される基本的な方針(以下、基本指針)が、令和9年度から11年度までの計画策定に向けて改正されました。

この基本指針において、市町村の計画で「設定されることが適当」とされている成果目標を、本市の成果目標等の基礎とします。その上で、これまでの取り組みや地域の課題等を総合的に考慮し、本市の目標を定めます。

本計画では、各目標に対する本市の課題や取り組みをわかりやすい形で整理して示すため、各項目を「現状」、「課題」、「成果目標・活動指標設定の考え方」、「目標達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

現状

- 本市の援護を受けて施設に入所している人の約2割が 65 歳以上です。
- 令和7年度に施設を退所した人は 29 人でした。退所理由の多くは「死亡」、次いで「長期入院」「介護保険移行」となっており、地域移行者は0人でした。
- 令和7年度に新たに施設に入所した人は16人でした。退所者数と入所者数の差異の背景として、市外施設で退所者が生じた場合に、同施設に本市援護の方が新たに入所することは想定しにくいことに加え、一部施設の定員が減少したことが考えられます。
- 地域で重度の障害のある人を受け入れることのできる体制が十分に整っていないため、地域生活への移行があまり進んでいません。
- 令和6年度に1名地域生活へ移行をした人がいました。施設入所者が、普段から入所施設以外の外部の日中活動系サービスの事業所を利用していたことが促進の要因となったと考えられます。
- 障害の特性や家族の状況から見て、施設入所が必要な人も一定数おり、多くの人が施設への入所を待機している現状があります。

課題

- 施設に入所している人は重度・高齢の障害のある人です。住まいの選択等の「意思実現の支援」の前に、「意思形成の支援」および「意思表明の支援」が必要です。施設入所している人へ、多様な体験の機会を提供できる地域づくりが必要です。
- 地域移行を望む人の「意思実現の支援」のためには、地域移行を望む人を受け入れられる地域づくりが必要です。

国の基本指針	本市の成果目標
令和11年度末までに令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行する (参考)令和7年度末施設入所者 298人 基本指針に基づく目標数 17.8人	0人 ※令和11年度末時点で、令和7年度末の施設入所者数298人を上回らない
令和11年度末までに令和7年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減する (参考)令和7年度末施設入所者 298人 基本指針に基づく目標数 14.9人	0人 ※令和11年度末時点で、令和7年度末の施設入所者数298人を上回らない

■活動指標

	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
施設入所支援における「地域移行促進加算」の実績	0件	7件	7件

成果目標・活動指標の設定の考え方

国の基本方針では、令和11年度末までに、令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行し、5%以上を削減することとしています。

しかし、本市の施設にすでに入所している人は、その障害の特性や家族の状況から、地域生活への移行は非常に困難であると考えています。

また、本来なら施設入所が必要である人も、入所施設の定員が限られていることから、その多くが入所を待機している状態で、現状の利用者数の削減も困難です。

そのため、本計画期間では、目標数はともに0人とし、入所している人へ多様な体験の機会を提供するとともに、地域移行を希望する重度の障害のある人を受け入れることのできる地域づくりを進めることで、令和11年度末時点で令和7年度末時点の施設入所者数である298人を上回らないことを目指します。

なお、施設入所者の地域生活への移行の目標数は、市内の入所施設から地域に移行した人数をカウントしていますが、県立施設については神奈川県の実績として計算するため、本市の目標には反映させていません。

また、国の障害福祉サービス等報酬の施設入所支援における「地域移行促進加算」の算定実績は、多様な体験の機会の提供状況を把握する指標となると考え、市独自の活動指標として設定しています。本加算は、施設入所利用者、グループホーム等の見学や地域活動への参加等を行った場合に、その支援を評価するものです。

地域生活支援拠点等に位置づけられている事業所が算定できる加算であることから、令和10年度以降は、市内障害者支援施設について各施設1件ずつの算定を見込みました。

目標達成に向けた取り組み

- 令和8年度から入所施設に配置が義務化される「地域移行等意向確認担当者」が定期的に関係機関等と情報共有を行う場を、地域生活支援拠点等や障害とくらしの支援協議会等を活用して確保する。
- 「地域移行等意向確認担当者」等のネットワークのご意見等をもとに、国の障害福祉サービス等報酬「地域移行促進加算」を補完する支援施策を検討する。
- 第6章(3)居住系サービスの見込量の参考指標を踏まえ、「指定グループホーム入居生活費扶助」を評価する等で、重度の障害のある人を受け入れることのできるグループホームの設置を促進する。
- 第5章(7)障害福祉サービス等の質の向上の活動指標等を踏まえ、重度の障害のある人を受け入れられる人材の確保について検討を行う。
- 地域移行支援・地域定着支援の支援内容や支給決定の対象者などの制度の周知・普及啓発を図ることにより、利用者の拡充を図る。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

現状

- 近年、精神障害者保健福祉手帳交付者数及び自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数は増加傾向にあります。自立支援医療(精神通院)受給者証交付者のうち約6割が精神障害者保健福祉手帳の交付も受けており、精神障害により日常生活または社会生活に一定の制限がある状況がうかがえます。
- 本計画策定にあたって、令和7年度に障害者手帳交付者の約3割を対象に実施したアンケート調査では、「あなたは普段暮らしている中で困っていることはありますか」について「身近に相談できる人がいない・少ない」と回答した人の割合が、他の障害種別と比較して相対的に高い結果となりました。
- 同アンケートの「あなたはこれから誰と暮らしたいですか」という設問では、「ひとりで暮らしたい」と回答した人の割合が、他の障害種別と比較して相対的に高い結果となりました。
- 令和8年4月時点、自立支援医療(精神通院)受給者証交付者 7,722 人のうち、869人が精神科訪問看護を登録しています。
- 令和8年4月時点、精神障害者保健福祉手帳交付者数 6,294 人に対し、障害福祉サービスを利用する精神障害のある人は 1,157 人です。このうち約半数は、日中活動系サービスのみを利用しています。
- 精神障害のある人は、他の障害種別と比較してセルフプランの割合が相対的に高く、障害福祉サービスを利用する精神障害のある人のうち約7割がセルフプランです。計画相談支援を利用している人は 316 人です。
- 成果目標値の現状調査
-

課題

-

国の基本指針	本市の成果目標
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の 地域における平均生活日数 (参考)基本指針に基づく目標値 319.3日以上	
精神病床における1年以上長期入院患者数 ・65歳未満 ・65歳以上 ・75歳以上 ・40歳以上の認知症である人	
退院患者の精神病床への30日以上再入院率 (参考)基本指針に基づく目標値 ・退院後90日時点:10.3%以下 ・退院後180日時点:17.4%以下 ・退院後365日時点:25.7%以下	
心のサポーター数 (参考)基本指針に基づく目標値 全国で100万人以上	

■活動指標

		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場	開催回数	回	回	回
	関係者等の参加者数	人	人	人
	目標設定及び活動状況の 把握・評価	年 回	年 回	年 回
心のサポーター養成研修(実施回数)		回	回	回
精神保健福祉相談員講習会(実施回数)		回	回	回
精神障害のある人の 障害福祉サービス利用実績 (延べ人数)	地域移行支援	人	人	人
	地域定着支援	人	人	人
	自立生活援助	人	人	人
	自立訓練(生活訓練)	人	人	人
	短期入所	人	人	人

(地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助は、年間の利用延べ人数)

(その他サービスは、各年3月の利用延べ人数)

成果目標・活動指標の設定の考え方

-

目標達成に向けた取り組み

- 精神保健福祉連絡協議会等の開催により、関係機関の情報共有および連携体制の強化を図る。
- 市内精神科病床に入院する長期入院者の現況確認と併せて地域移行支援等の退院支援に係るサービスの周知及び普及啓発を行う。
-

(3)地域生活支援の充実

現状

- 令和8年4月時点、障害福祉サービス利用者のうち、自宅で生活している障害支援区分5・6の人は377人です。このうち、113人はセルフプランで障害福祉サービスを利用しています。
- 令和8年4月時点、障害福祉サービス利用者で行動関連項目10点以上の人は、225人です。このうち111人は自宅で生活しています。
- 令和8年4月時点、障害福祉サービスを利用する医療的ケアの必要な18歳以上の人は、149人です。このうち86人は自宅で生活しています。
- 医療的ケアのある人のうち、医療依存度が高く、24時間365日の見守りが必要と想定される人(中心静脈栄養・酸素療法・レスピレーター・気管切開の処置・モニター測定)で、自宅で生活している人は32人です。
- 強度行動障害の状態にある人や医療的ケアの必要な人の障害福祉サービス利用については、環境面や人材面で受入れのハードルが上がりやすく、利用しにくい状況にあります。
- 共同生活援助事業所は、令和4年4月時点の市内85カ所から、令和8年4月時点には146カ所へと増加しています。
- 一方で、共同生活援助の利用者の約6割は障害支援区分2・3の人であり、重度の障害のある人の入居が難しい状況がうかがえます。その結果、重度の障害のある人については、自宅以外の生活の場として、入所施設への入所を待機する以外に十分な選択肢をもちにくい状況も生じています。こうした状況については、障害とくらしの支援協議会からも指摘がなされています。
- 令和8年4月時点、共同生活援助を利用する行動関連項目10点以上の人は36人です。一方で、国の障害福祉サービス等報酬における「重度障害者支援加算」の請求は6人にとどまっており、算定要件(職員の研修要件等)や事務手続等の面で算定に至っていない事業所がある可能性があります。
- 令和8年4月時点、市内の生活介護事業所数は46カ所です。生活介護の利用者のうち強度行動障害の状態にある人は約2割を占める一方で、事業所ごとの生活介護利用者に占める割合の中央値は6.3%であり、限られた事業所に利用が集中していることがうかがえます。
- 「福祉援護センター運営事業」として、市立の施設を指定管理者制度により運営しています。現在、生活介護・計画相談支援・地域相談支援・日中一時支援事業を実施しています。
- 強度行動障害の状態にある人への支援について、予防的介入を含めた事業所コンサルテーションや集中的支援等の「支援者支援」に対するニーズが非常に大きい状況にあります。

- 地域生活支援拠点等に求められる4つの機能について、一部の機能を事業所の登録により整備している一方で、地域生活支援拠点等としての役割分担、連絡調整、緊急時対応等を含む運用の明確化・構築は途上にあります。

課題

- 自宅で生活する重度障害のある人の中にはセルフプランの利用者も一定数いることを踏まえ、特に緊急時の対応が困難となるおそれがある人について、必要時に計画相談支援につながる仕組みを整備する必要があります。
- また、サービス担当者会議等において、関係機関間での情報の整理・共有を進め、必要な支援につながる体制を強化する必要があります。
- 緊急時にできる支援には限りがあることから、平時より短期入所等の体験の機会を通じて生活アセスメントを収集・更新するとともに、家族のレスパイト（介護負担の軽減）の観点も踏まえながら受入れ調全体制を強化し、緊急時に速やかに必要な支援につなげる必要があります。
- 入所施設からの地域移行の受入れを含め、重度の障害のある人を受け入れることのできる地域の支援体制を強化する必要があります。
- 強度行動障害の状態にある人及び医療的ケアの必要な人への支援については、支援者の法定研修の受講促進に加え、地域におけるOJT（実地での助言・コンサルテーション等）と連動させ、受入れの裾野拡大と支援の質を継続的に高めるとともに、事業所や支援者が孤立しない仕組みを整備する必要があります。
- 共同生活援助利用者のうち「将来的に一人暮らしを希望する人」が一定数いることが想定されるため、本人の意向把握と段階的な移行支援を進め、地域でのくらしの選択肢を広げる必要があります。
- 地域生活支援拠点等に求められる4つの機能が実効的に働くよう、地域生活支援拠点等としての役割分担、連絡調整、緊急時対応等を含む運用を明確化するとともに、運用体制の構築・定着を図るため、関係機関等での検証・検討を行い、改善につなげる必要があります。

国の基本指針	本市の成果目標
地域生活支援拠点等の整備	令和11年度末までに地域生活支援拠点等の面的整備を行う
強度行動障害の状態にある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	整備

■活動指標

		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
面的整備としての地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置力所数		力所	力所	力所
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置人数		人	人	人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数		年 回	年 回	年 回
「横須賀市障害者地域サポート事業」の交付を受けている市内生活介護事業所数	医療的ケア支援事業	力所	力所	力所
	行動障害者支援事業	力所	力所	力所
「重度障害者支援加算」の算定をしている市内事業所数	生活介護	力所	力所	力所
	共同生活援助	力所	力所	力所
「障害福祉サービス等従事職員等研修費補助金」実績	喀痰吸引等研修	人	人	人
	強度行動障害支援者養成研修	人	人	人
中核的支援人材養成研修」修了者数		人	人	人
共同生活援助事業所における「自立生活支援加算」の実績		件	件	件

成果目標・活動指標の設定の考え方

- 令和11年度末までに、地域生活支援拠点等の面的整備を行います。また、強度行動障害の状態にある人の支援ニーズを把握し、令和11年度末までに支援体制の整備を図ります。
- 活動指標のうち、地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置力所数については、～を「」の機能として●力所位置づけることを目指します。
- 地域生活支援拠点等の中核を担うコーディネーターについては、●人配置することを目指します。
- 検証および検討の実施回数については、障害とくらしの支援協議会等の既存の枠組みを生かし、年●回以上実施することを見込んでいます。
- 「横須賀市障害者地域サポート事業」は、重度障害者の受入れ促進を目的として、サービス提供実績に応じて日中活動系事業所へ補助金を交付する事業です。うち行動障害者支援事業については、国の障害福祉サービス等報酬における「重度障害者支援加算」の対象とならない行動関連項目が6点以上10点未満の人を対象としており、当該加算を補完する市の施策として実施しています。
- 国の障害福祉サービス等報酬における「重度障害者支援加算」は、重症心身障害者や行動関連項目10点以上の強度行動障害の状態にある人へのサービス提供実績に応じて算定ができるものであり、対象者の受入れに加えて、人員の加配や、支援員の一定割合以上が強度行動障害支援者養成研修等を修了していることなどの体制要件が求められます。
- 「横須賀市障害者地域サポート事業」には研修修了等の体制要件がないことから、当該事業の交付実績に加え、「重度障害者支援加算」及び「障害福祉サービス等従事職員等研修費補助金」の実績をあわせて把握することにより、**重度の障害のある人を受け入れられる地域の支援体制の整備状況を多面的に把握できると考え、市独自の活動指標として設定しています。**
- それぞれ●力所、●人を見込みました。
- 「中核的支援人材」とは、強度行動障害の状態にある人に対して障害特性に基づく「標準的な支援」を事業所内で実践するとともに、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員から未修了の職員までを対象に、指導・助言を行う中核的な役割を担う人材です。今後、県内での養成開始が想定されることから、市独自の活動指標として設定し、●人を見込みました。
- 共同生活援助における「自立生活支援加算」は、ひとり暮らし等を希望する共同生活援助利用者に対する相談援助及び連絡調整等の支援を評価する加算です。地域でのくらしの選択肢の拡大に向けた取り組みの進捗を把握できると考え、市独自の活動指標として設定しています。

目標達成に向けた取り組み

- 地域生活支援拠点等コーディネーターを中核に、障害とくらしの支援協議会等の協議の場を活用しながら、官民協働で地域生活支援拠点等の4つの機能の構築・充実を図る。
- 「相談」の機能については、相談支援体制の検討を進める中で、中核的な役割を担う機関を整備するとともに、当該機関に地域生活支援拠点等コーディネーターを委託により配置する方法、または当該機関との協働体制を構築する方法について、いずれかまたは組み合わせにより検討します。
- 「相談」の機能の中核機関に加え、当該機関と連携・協働をする相談支援事業所についても、面的整備を担う事業所として登録し、サービス担当者会議の充実等により、体制の充実を図る。
- 地域定着支援・自立生活援助の活用
-

(4)福祉施設から一般就労への移行等

現状

- 本計画策定にあたって、令和7年度に障害者手帳交付者の約3割を対象に実施したアンケート調査では、「現在、働いていない人にお聞きします。働くにあたり、どんな支援があると良いと思いますか」という設問では、「自分に合った仕事を紹介してくれる支援」「障害者雇用に向き事業所・職場の開拓」「働く前の仕事の体験や実習ができる機会」と回答した人が多かった。
- 令和8年4月時点、市内の就労移行支援事業所は8カ所、就労継続支援 A 型事業所は4カ所、就労継続支援 B 型事業所は35カ所あります。
- 令和8年4月時点、就労移行支援支給決定者数は121人(身体障害のある人:9人、知的障害のある人:19人、精神障害のある人:95人)であり、精神障害のある人が占める割合が大きい状況にあります。
- 令和8年4月時点、就労継続支援 A 型支給決定者数は129人(身体障害のある人:10人、知的障害のある人:30人、精神障害のある人:92人)であり、精神障害のある人が占める割合が大きい状況にあります。
- 令和8年4月時点、就労継続支援 B 型支給決定者数は857人(身体障害のある人:59人、知的障害のある人:364人、精神障害のある人:482人)であり、精神障害および知的障害のある人が占める割合が大きい状況にあります。
- 令和7年度、福祉施設から一般就労へ移行した人の人数は67人(就労移行支援:52人、就労継続支援 A 型:9人、就労継続支援 B 型:6人)でした。
- 市内の就労定着支援事業所は8カ所で、多くが就労移行支援事業所に併設していることから、就労継続支援 A 型・B 型から一般就労へ移行した人は、就労定着支援を利用しにくい傾向にあります。このため、本市では「障害者職場定着支援事業補助金」を交付し、一般就労へ移行した人と関係の深い事業所の職員による職場定着支援を支援しています。
- 令和8年5月時点、当該補助金に係る登録事業所数は20カ所、職場定着支援員に登録している職員は37人です。令和7年度は、3事業所が6人に対し、延べ17件の支援を行いました。

課題

- 本人の特性および支援ニーズに応じた雇用の場の確保・創設が必要です。
- 一般就労への移行後の就労定着を図るため、職場定着支援体制の強化が必要です。

安定した就労には健康管理や日常生活管理の基盤が重要であることから、生活支援と就労支援が連動するよう、支援ネットワークの形成・強化が必要です。

国の基本指針	本市の成果目標
令和11年度の福祉施設から一般就労への移行者を 令和6年度の一般就労移行実績の 1.31倍以上にする (参考)令和6年度移行者数 人 基本指針に基づく目標数 人	人
1 就労移行支援事業からの移行者 令和6年度比 1.14倍以上 (参考)令和6年度移行者数 人 基本指針に基づく目標数 人	人
2 就労継続支援A型事業からの移行者 令和6年度比 1.52倍以上 (参考)令和6年度移行者数 人 基本指針に基づく目標数 人	人
3 就労継続支援B型事業からの移行者 令和6年度比 1.67倍以上 (参考)令和6年度移行者数 人 基本指針に基づく目標数 人	人
「就労定着率区分Ⅰ」算定の体制(就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上)の就労移行支援事業所を、全体の5割以上にする	令和11年度末に 50%以上
令和11年度末の就労定着支援事業の利用者数を 令和6年度末実績の 1.47倍以上にする (参考)令和6年度利用者数 人 基本指針に基づく目標数 人	人
「就労定着実績体制加算」算定の体制(就労定着支援事業利用終了者の一定期間の就労定着率が7割以上)にある就労定着支援事業所を全体の25%以上にする	令和 11 年度末に 25%以上

■活動指標

		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
「障害者職場定着支援事業補助金」の実績	事業所数	力所	力所	力所
	定着支援員数	人	人	人
	利用者数	人	人	人
	延べ件数	人	人	人
「重度障害者等就労支援特別事業」の実績		人	人	人

成果目標・活動指標の設定の考え方

- 原則として、国の基本指針で定められた基準に準じた目標とします。
- 「障害者職場定着支援事業補助金」は、よこすか就労援助センターと連携して職場定着支援を実施する事業所に対し、補助金を交付する事業です。一般就労へ移行した人と関係の深い事業所の職員による職場定着支援を支援することで、国の障害福祉サービス等報酬(就労定着支援)を補完する市の施策です。本補助金の交付実績は、一般就労への移行後の定着支援の状況を把握する指標となると考え、市独自の活動指標とします。●人を見込みました。
- 「重度障害者等就労支援特別事業」は、障害のある人等の就労機会の拡大や就労継続を推進することを目的として、国の障害福祉サービス等報酬(重度訪問介護・同行援護・行動援護)の対象外となる通勤時や職場等における支援を補完する国の補助により市が実施している事業です。一般就労等の状況を把握する指標となると考え、市独自の活動指標とします。●人を見込みました。

目標達成に向けた取り組み

- よこすか就労援助センターや就労選択支援事業所等と連携し、就労アセスメントに基づく働く場のマッチングを強化します。
- 企業の障害者雇用に対する理解の推進を図るため、よこすか就労援助センター等の関係機関と連携し、企業向けの研修会や説明会を開催します。
- 精神障害のある人の利用割合が大きい現状を踏まえ、体調変動を前提にした就労形態(短時間就労等)の普及啓発を図ります。
- よこすか就労援助センター等による個別支援を継続する中で、障害のある人のストレングスを活かした業務の切り出しおよび職務設計の助言等を行い、障害者雇用に向き企業の開拓に努めます。
- 農福連携の取り組みの拡充等により、働く場の確保・創出を図ります。
- 一般就労への移行後の就労定着を図るため、「障害者職場定着支援事業補助金」に係る登録事業所数および職場定着支援員の増加を図ります。
- 職場定着支援員と関係機関等との連携を強化し、切れ目のない支援の提供と支援の質の向上を図ります。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

現状

- 本計画策定にあたって、令和7年度に障害者手帳交付者の約3割を対象に実施したアンケート調査では、「18歳未満の方にお聞きします。これからの教育や療育に特に望むことは何ですか。最大3つまで選んでください。」という設問では、「通常の学級・支援級・特別支援学校等、自分に合った場を柔軟に選べること」「保育・学校・就労と段階が進んでも、自分の特性を踏まえた一貫した支援が受けられること」「進学や卒業後の生活、就労へつながる手厚いサポート」「どこにいてもいじめや差別がなく、安心して過ごせること」と回答した人が多くみられました。
- 令和8年5月時点、市立小学校の特別支援学級在籍児童数は1,067人です。市立中学校の特別支援学級在籍児童数は436人であり、いずれも近年増加傾向にあります。
- 障害児通所支援の支給決定者数は、令和8年4月時点で1,473人です。令和4年4月時点と比較をすると約1.6倍であり、増加傾向にあります。
- 令和8年4月時点の障害児通所支援支給決定者のうち、手帳交付のない児童が3割超を占めています。知的な遅れがない発達障害児等が、専門職の所見に基づき支給決定を受けている状況がうかがえます。
- 令和8年4月時点の障害児通所支援支給決定者のうち、「個別サポート加算」の対象となるケアニーズの高い児童の割合は、児童発達支援で1割、放課後等デイサービスで2割強となっています。
- 障害児通所支援支給決定者における障害児計画相談支援の提供率は約4割であり、そのうち約9割は、横須賀市療育相談センターが計画作成を担っています。
- 障害児計画相談支援は未就学での提供率が高く、年齢を重ねるにつれてセルフプランが占める割合が大きくなっている状況です。
- 放課後等デイサービス事業所は、令和4年4月時点の市内45カ所から、令和8年4月時点には63カ所へと増加しています。

課題

- ケアニーズの高い重度障害児等への支援を安定的に提供するため、支援体制の整備・維持が必要です。
- インクルージョンを推進するため、保育所等訪問支援の個別支援を充実させるとともに、保育・教育等の関係機関との連携を一層促進する必要があります。
- 支援者による相談・助言、保護者同士のピアサポート、レスパイト等の多様な手法により、保護者支援の拡充が必要です。
- ニーズに応じた支援を適切に提供するために、支援のコーディネートの拡充が必要です。

国の基本指針	本市の成果目標
児童発達支援センターの中核的支援機能を確保する	
1 幅広い高度な専門性に基づく 発達支援・家族支援機能	確保
2 地域の障害児通所支援事業所に対する スーパーバイズ・コンサルテーション機能	確保
3 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながらインクルージョンを推進する体制)	確保
4 地域の障害児の発達支援の入口としての 相談機能	確保
令和11年度末までに、インクルージョン推進のため、 保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための 協議の場の設置	実施
主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所又は 重症心身障害児を受け入れる体制を整備した障害児通 所支援事業所を1箇所以上確保する ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	継続
医療的ケア児等の支援のために、保健、医療、障害福祉、 保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置する	継続
令和11年度末までに、障害児及びその家族への伴走的な 相談支援の体制を確保する	整備

■活動指標

		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等	延べ受講者数(保護者)	人	人	人
障害児通所支援における 「家族支援加算」の実績	算定している市内事業所数	カ所	カ所	カ所
	延べ回数	回	回	回
保育所等訪問支援の実績	算定している市内事業所数	カ所	カ所	カ所
	延べ回数	回	回	回
サポートブック	作成人数	人	人	人
	説明会や勉強会の開催回数	回	回	回
医療的ケア児を受け入れ ている市内事業所 (医ケア区分・医療連携体 制加算)	児童発達支援事業所数	カ所	カ所	カ所
	放課後等デイサービス 事業所数	カ所	カ所	カ所
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数		人	人	人
横須賀市医療的ケア児 在宅レスパイト事業	訪問看護事業所等の登録数	カ所	カ所	カ所
	利用実人数	人	人	人
	利用延べ時間数	時間	時間	時間
「個別サポート加算」対象児のセルフプラン率		%	%	%
障害児通所支援における 「事業所間連携加算」の実績	算定事業所数	カ所	カ所	カ所
	実人数	人	人	人

成果目標・活動指標の設定の考え方

- 国の基本指針に定める目標のうち、すでに達成している事項については、本計画期間においても継続して取り組むことを目標とします。
- 児童発達支援センターの4つの中核的支援機能を確保し、地域における障害児支援体制の充実を図ります。
- 障害児通所支援における「家族支援加算」は、事業所が障害児の保護者等に対してペアレントトレーニング、相談援助および保護者同士のピアサポート等の実施を評価する加算です。保護者支援の拡充に向けて、障害児通所支援事業所における取り組み状況を把握する指標となることから、市独自の活動指標として位置付けます。
- インクルージョンの推進にあたっては、保育所等訪問支援による個別支援の充実が必要であることから、保育所等訪問支援の取り組み状況を市独自の活動指標として位置付けます。
- サポートブックは、継続実施
- 医療的ケア児の受入体制の確保に向け、医療的ケア児を受入れている市内障害児通所支援事業所数を把握し、市独自の活動指標として位置づけます。
- 医療的ケア児等コーディネーターについては、継続して配置し、支援体制の維持・強化を図ります。
- 「横須賀市医療的ケア児在宅レスパイト事業」は、家族のレスパイト(休息)を図るため、訪問看護ステーション等が医療保険に基づく訪問看護の時間を超えて在宅の医療的ケア児に対し、一定時間の医療的ケアおよび療養上の介助を行った場合に、その報酬等の一部を助成する市の事業です。保護者支援の拡充に係る市独自の活動指標として位置づけ、●件を見込みます。
- 個別サポート加算の対象となるケアニーズの高い障害児については、ニーズに応じた支援を適切に提供するため、ケアマネジメントによる支援のコーディネート拡充が必要です。このため、個別サポート加算対象者におけるセルフプラン率を市独自の活動指標として位置づけます。
- 障害児通所支援における「事業所間連携加算」は、セルフプランで複数の事業所を併用する障害児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価する加算です。ニーズに応じた支援を適切に提供するための支援のコーディネートの取り組み状況を把握する指標となることから、市独自の活動指標として位置づけます。

目標達成に向けた取り組み

- 児童発達支援センターの4つの中核的支援機能について、機能の確保・充実を図ります。
- 医療的ケア児や重症心身障害児、行動上の課題がある等のケアニーズの高い障害児の受入体制を確保するため、専門人材の養成状況を把握するとともに、人材確保に向けた施策の検討を行います。
- 医療的ケア児に係るニーズや課題について、引き続き「医療的ケア児等支援協議会」において共有・協議するとともに、医療機関・母子保健部局・医療的ケア児コーディネーター・教育機関等と協働して取り組みます。
- 医療的ケア児や重症心身障害児が、障害児通所支援等で入浴支援を受けることができるよう、提供体制の整備について検討します。
- インクルージョンの推進に向け、保育所等訪問支援による個別支援の充実を図るとともに、既存の会議体の活用等を含め、保育・子育て支援・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を検討します。
- 児童発達支援センター等と連携し、障害児通所支援事業所におけるピアサポートの企画・実施による保護者支援の好事例の共有等を通じて、保護者支援の拡充に向けた方策について普及啓発を行います。併せて、サポートブックを支援ツールとして活用することについても周知します。
- 障害児通所支援の利用に至る前段階の保護者も含めた、発達障害等に関するピアサポートとして、保護者交流会の開催を継続します。併せて、障害福祉相談員の仕組みとの連動の可能性について検討します。
- ニーズに応じた支援を適切に提供するため、支援のコーディネート拡充を図ります。特にケアニーズの高い障害児については、障害児相談支援によるケアマネジメントを受けられる体制の整備を進めます。
- セルフプランで複数事業所を併用するケースにおける支援の質の向上を図るため、児童発達支援センター等と連携し、障害児通所支援における「事業所間連携加算」の実施および活用促進について周知します。
- 「事業所間連携加算」のコア事業所となっている事業所に対し、児童発達支援センターや基幹相談支援センター等と連携し、障害児相談支援の指定に関する助言・勧奨等を行います。
- 市内指定特定相談支援事業所が実施している複数事業所による協働体制について、障害児分野においても実施できるよう検討を行います。
- 支援のコーディネートの拡充にあたっては、成人期への移行を見据え、早期からの準備・調整を進める視点を共通認識とし、家庭・教育・福祉の連携(トライアングルプロジェクト)を促進します。

(6)相談支援体制の充実・強化等

現状

- 障害福祉サービス利用者のセルフプラン率は約5割であり、支給決定者数の伸びに対して計画相談支援の提供が追いついていない状況です。
- 重度の障害のある人については、相対的に計画相談支援が提供されている傾向にあります。一方で、精神障害のある人はセルフプラン率が相対的に高い状況にあります。
- 市内5つの障害者相談サポートセンター(委託相談支援事業所)が計画相談支援も併せて実施しており、計画相談支援支給決定者のうち約3割を担っています。
- 基幹相談支援センターは、直営で運営しているため、職員配置等により運営体制に影響が生じる可能性があります。
- 相談支援専門員への OJT 等の一部業務を「基幹相談支援センター機能強化事業」として主任相談支援専門員が所属する法人へ委託していますが、業務量に対して人員の配置が少ない状況にあります。
- 相談支援の質の向上を目的に実施することで、基本報酬の増額が図られる「複数事業所による協働体制」については、人員配置等の問題から参加ができない相談支援事業所があり、計画相談支援事業所が独立して経営を成り立たせていくことに難しさがあります。

課題

- セルフプラン率が高い状況にある中で、相談支援を必要とする人が、必要なタイミングで、必要な形(計画相談支援・一般的な相談を含む)で相談支援につながることでできる体制を整備する必要があります。
- 支給決定者数の増加に対し計画相談支援の提供が追いついていないことから、計画相談支援の提供量を確保する取り組みを進める必要があります。
- 相談支援専門員は実務要件を要するため、計画的な確保・養成が必要です。
- 計画相談支援は支援のコーディネートを担い、チームアプローチの要となることから、提供量の確保に加え、質の確保・向上を図る必要があります。
- 相談支援事業所が安定的に運営できるよう、事業運営上の課題を踏まえた支援を行うとともに、運営ノウハウの共有や伴走支援体制の整備により、相談支援専門員への OJT を強化する必要があります。

国の基本指針	本市の成果目標
基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置を行った上で、これらを連携させること	
基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	
協議会における個別事例の検討を通じた地域における課題解決に向けた取り組み	
令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすること	

■活動指標

		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
基幹相談支援センターの 体制・取り組み	主任相談支援専門員の 配置数	人	人	人
	協議会の運営への 関与の有無	有	有	有
	基幹相談支援センターによる人材育成等の取り組みに参加する相談支援事業所の割合	%	%	%
障害とくらしの支援協議会	全体会実施回数	回	回	回
	専門部会の設置数			
	専門部会の実施回数	回	回	回
	個別事例の検討を通じて抽出された地域課題を踏まえ、支援体制の整備等について、議事とした数	回	回	回
	相談支援事業所における「地域体制強化共同支援加算」算定件数	件	件	件 ss
市内相談支援事業所における主任相談支援専門員の配置数		人	人	人
相談支援の質の向上を目的に実施する「複数事業所による協働体制」に参加している相談支援事業所数		力所	力所	力所
市内指定事業所数	指定特定相談支援	力所	力所	力所
	指定地域移行支援	力所	力所	力所
	指定地域定着支援	力所	力所	力所
	指定障害児相談支援	力所	力所	力所

セルフプラン	障害者	人	人	人
	障害児	人	人	人
「重度障害者支援加算」対象者のセルフプラン率		%	%	%

成果目標・活動指標の設定の考え方

- 相談支援事業所における「地域体制強化共同支援加算」は、支援が困難な人の課題解決に向けて多機関と連携し、個別の課題を地域の課題と捉えたうえで自立支援協議会へ報告することにより、地域づくりを促進する取り組みを評価する加算です。個別事例を通じた地域の支援体制整備の取り組み状況を把握する指標となることから、市独自の活動指標として位置付けます。
-

目標達成に向けた取り組み

- 基幹相談支援センターの運営方法の見直しと併せて、地域生活支援拠点等における「相談」の機能の中核的な役割を担う機関の整備を検討します。併せて、当該機関に地域生活支援拠点等コーディネーターを委託により配置する方法、または当該機関との協働体制を構築する方法について、いずれか、または組み合わせにより検討します。
- モニタリング頻度を柔軟に見直す
- 月数回～週1回等定期的な居宅訪問・相談対応等が必要なケースは、自立生活援助に切り替える
-

(7)障害福祉サービス等の質の向上

現状

- 本計画策定にあたって、令和7年度に障害者手帳交付者の約3割を対象に実施したアンケート調査において、「日中活動施設へ通所している人にお聞きします。今の日中活動施設で満足しているところを教えてください」という設問では、「職員やスタッフの対応が良い」「活動の内容が自分に合っている」と回答した人が多くみられました。
- また、「福祉サービスについて、自由にご意見やご要望をご記入ください」という設問では、一定数、既存サービスへの感謝やサービスの持続可能性を望む趣旨の回答がみられました。
- 一方、事業所からは、障害福祉人材の確保・定着に苦慮しているとの声が聞かれています。特に夜勤支援員やヘルパーは、1対1の支援場面が多く、業務負担が大きい傾向にあります。
- 共同生活援助においては、令和7年度から事業運営の透明性を高め、支援の質の担保・向上を目的として「地域連携推進会議」の開催が義務づけられました。
- 権利擁護・虐待防止については、市主催で毎年研修会を開催しています。
- 基幹相談支援センターは、相談支援専門員の人材育成等に注力している一方、他の専門人材(強度行動障害・医療的ケア等)の人材育成等については、主業務として単独では企画・実施することが難しい状況にあります。

課題

- 障害福祉サービス等の質の向上のため、支援人材の確保・定着を図るとともに、処遇改善や働きやすい職場づくり等の取り組みを進める必要があります。
- サービス等利用計画・個別支援計画の作成、モニタリング等の支援の仕組みが、本人の意思を尊重し、自己決定を支える「意思決定支援」を十分に反映したものとなるよう、徹底を図る必要があります。
- 計画相談支援・障害児相談支援と連携し、支援の目標や役割分担等を関係者間で共有してチームとして本人主体の一貫した支援を行うため、サービス担当者会議等の開催・運営の充実を図る必要があります。
- 事業所内 OJT の充実に向け、OJT を担うサービス管理責任者等の人材育成を進めるとともに、OJT 手法の共有を図り、サービス管理責任者等のネットワーク形成を進める必要があります。
- 強度行動障害の状態にある人及び医療的ケアの必要な人への支援等を行う専門人材については、支援者の法定研修の受講促進に加え、地域における OJT

(実地での助言・コンサルテーション等)と連動させ、支援の質を継続的に高めるとともに、事業所や支援者が孤立しない仕組みを整備する必要があります。

国の基本指針	本市の成果目標
令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築すること	
障害福祉サービス等情報公表制度において、市内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とする	

■活動指標		令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
「福祉・介護職員等処遇改善加算」を取得している事業所の割合Ⅰ～Ⅳ	居宅介護			
	生活介護			
	就労移行支援			
	就労継続支援 A 型			
	就労継続支援 B 型			
	自立訓練(生活訓練)			
	施設入所支援			
	共同生活援助			
	放課後等デイサービス			
「障害福祉サービス等従事職員等研修費補助金」実績		件		
基幹相談支援センター等における障害福祉サービス等の質の向上に係る研修の実施	実施回数			
	受講実人数			

成果目標・活動指標の設定の考え方

●

目標達成に向けた取り組み

●